【参考資料】

議案第７３号　　朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

１　改正理由

　使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、証明書交付手数料の改定を行うため、朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する。

２　概　　要

　朝霞市水道事業給水条例第３０条第１項第５号に規定する各種証明書の交付手数料を１件２００円から１件３００円に変更する。

３　施　行　日

　令和９年４月１日

担 当
上下水道部上下水道総務課経営係
048-462-3411